

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 10 条第 2 項の規定により、齊藤尚隆氏から次のとおり生産事業者の登録を受けたい旨の届け出があり、同条第 3 項の規定により登録を行った。

令和 8 年 1 月 5 日

山形県知事 吉 村 美栄子

登録番号	生産事業者		登録内容	登録年月日
	氏名	住所		
290	齊藤 尚隆	米沢市万世町桑山 1549-7	<p>生産事業の内容 1 苗木 イ 幼苗の育成</p> <p>事業所の名称及び所在地 齊藤 尚隆 高畠町大字上和田下組字前田 276-1</p> <p>生産事業に係る種苗の採取 又は育成の場所 高畠町大字上和田下組字前田 276-1</p>	令和 8 年 1 月 5 日